

災害により被害に遭われた方に対する市税の対応について

【資産税の減免】

火災や風水害、震災などで固定資産に被害を受けた場合、固定資産税及び都市計画税の減免制度を設けています。

減免の対象となるものは、当該年度分の固定資産税のうち納期未到来分の税額に限ります。

都市計画税についても当該固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免となります。

坂東市固定資産税の減免は坂東市税条例第 71 条第 1 項第 3 号（市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産）に規定する固定資産税の減免に対し必要な事項を定める。

○固定資産税の減免

土 地

損害の程度	減免割合	参考損害程度
損害を受けた土地の面積（以下「被害面積」）が当該面積の 10 分の 8 以上であるとき。	全 部	・大規模な地盤崩壊
被害面積が当該土地の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8	・地盤崩壊（面積割合）
被害面積が当該土地の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6	・地盤崩壊（面積割合）
被害面積が当該土地の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4	・地盤崩壊（面積割合）

家屋及び償却資産

損害の程度	減免割合	参考損害程度
全壊、流出、埋没、火災等により家屋の原型をとどめないとき又は復旧不能のとき。	全 部	・全壊
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	10 分の 8	・大規模半壊 ・2 階部分焼失
屋根、内装、外装、建具等に損害を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	10 分の 6	・半壊 ・柱や梁が折れる
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修繕又は取替えを必要とする場合で、当該家屋価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	10 分の 4	・床上浸水 ・大規模屋根破損

○申請の手続

減免申請書に減免を受けようとする事由を記載し、証明する書類を添付して下さい。

【問合せ先】 坂東市役所 課税課 資産税係

坂東市岩井 4 3 6 5 番地 TEL0297 (35) 2121 内線 1131・1133・1135

災害により被害に遭われた方に対する市税の対応について

【住民税の雑損控除】

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の住宅や家財等が、震災、風水害、火災等により被害を受けた場合に、次の算式によって計算した金額を雑損控除として所得金額から差し引くことができます。

以下のいずれか多い金額が控除対象となります。

(1) 【損失の金額】 － 【総所得金額の10%】

(2) 【損失の金額のうち災害関連支出の金額】 － 5万円

※保険金などで補填される金額は損失の金額から控除します。



○申請の手続

所得税の確定申告で雑損控除又は災害減免法による所得税減免を申告することにより、翌年度の住民税について雑損控除が適用されます。

○必要書類

災害関連支出に関する領収書、住宅や家財等の損失額を計算した書類、り災（被災）証明書。

【問合せ先】 坂東市役所 課税課 市民税係

坂東市岩井4365番地 TEL0297 (35) 2121 内線 1132・1134